

精神又は身体の障害による返還免除の願い出について

本機構の奨学生本人が、精神又は身体の障害により奨学金を返還することができなくなった場合、願い出により奨学金の返還を免除することができる制度があります。
精神又は身体の障害の症状等により、返還免除の可否ならびに免除の額を決定します。
つきましては、下枠の書類を本機構返還総務課へご提出いただきますようお願いいたします。

以下の①～③の書類は、全員提出してください。

- ① 貸与奨学金返還免除願【A 3 用紙に印刷してください。】
② 医師または歯科医師の診断書（最近発行 2 か月以内）【医師による封入・密封のうえ提出してください。】
注意！ 診断書は、医師が病院の封筒に封入・密封していただきますようお願いいたします。病院の封筒に封入密封されていない場合、本機構では受理いたしません、再度取得を依頼します。
③ 奨学生本人の収入証明書
（例：所得証明書、収入金額または所得金額が明記された（非）課税証明書）
※役所窓口でお取り寄せしてください。
注）収入が無い場合は 0 円と表示してもらってください。＊や未記入は不可です。

以下の④の書類は、該当する方のみ提出してください。

- ④ 奨学金を返還できない状況にあることを確認できる書類
※この書類は上記③の収入証明書において、給与所得者は年間収入金額が 300 万円を超える（給与所得者以外の方は年間所得金額が 200 万円を超える）方が該当となります。
※該当する方は、上記①（貸与奨学金返還免除願）の右面に記入してください。

(注意事項)

- 審査により、障害の状態が機構の定める第 1 級に該当する場合は返還残額の全部、第 2 級に該当する場合は返還残額の 4 分の 3 以内（7 5 %以内）の額を免除（「一部免除」といいます。）します。
- 一部免除後は、返還残額（4 分の 1）を返還する義務が生じます。
- 審査の結果は、申請書類を受理後、概ね 1 ～ 2 か月後に文書にてお知らせします。
- 免除の可否に関わらずご提出いただいた書類はお返ししませんので、予めご承知おき願います。

願い出の記入の仕方

◎貸与奨学金返還免除願【全員が記入してください】

- 奨学生氏名欄・・・・・・・・・・奨学金の貸与を受けた奨学生本人の氏名を記入。
（奨学生本人が氏名を記入することができない場合は、
代筆理由、代筆者、本人との続柄を余白に記入。）
- 奨学生番号・学校名欄・・・・返還中の全ての奨学金に係る奨学生番号及び奨学金の貸与を受けた学校名を記入。
- 病名等欄・・・・・・・・・・・・症状名を具体的に記入。

【以下は、該当する方のみ記入してください】

- ◎奨学金を返還できない状況にあることを確認できる書類（貸与奨学金返還免除願の右面）
- 返還することができなくなった事情・・奨学生本人の症状等を踏まえ具体的に記入。
 - 生活状況・・・・返還できない経済事情等を中心に現在の生活状況を具体的に記入。

◎報告者欄（報告者に署名を依頼してください）

- 報告者は以下の方を選定してください。
公民館長、学校長、福祉事務所長、病院長（診断書の証明をした方は除きます。）又は
精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、看護師などの医療若しくは福祉に関する
国家資格を有する方。
- 報告者の自署が必要です。
- 奨学生本人及び奨学生本人の親族による署名は認められません。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が報告者に、また本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

【書類提出先】

独立行政法人日本学生支援機構 返還総務課

〒104－8112 東京都中央区銀座 6 丁目 1 8 番 2 号 野村不動産銀座ビル